

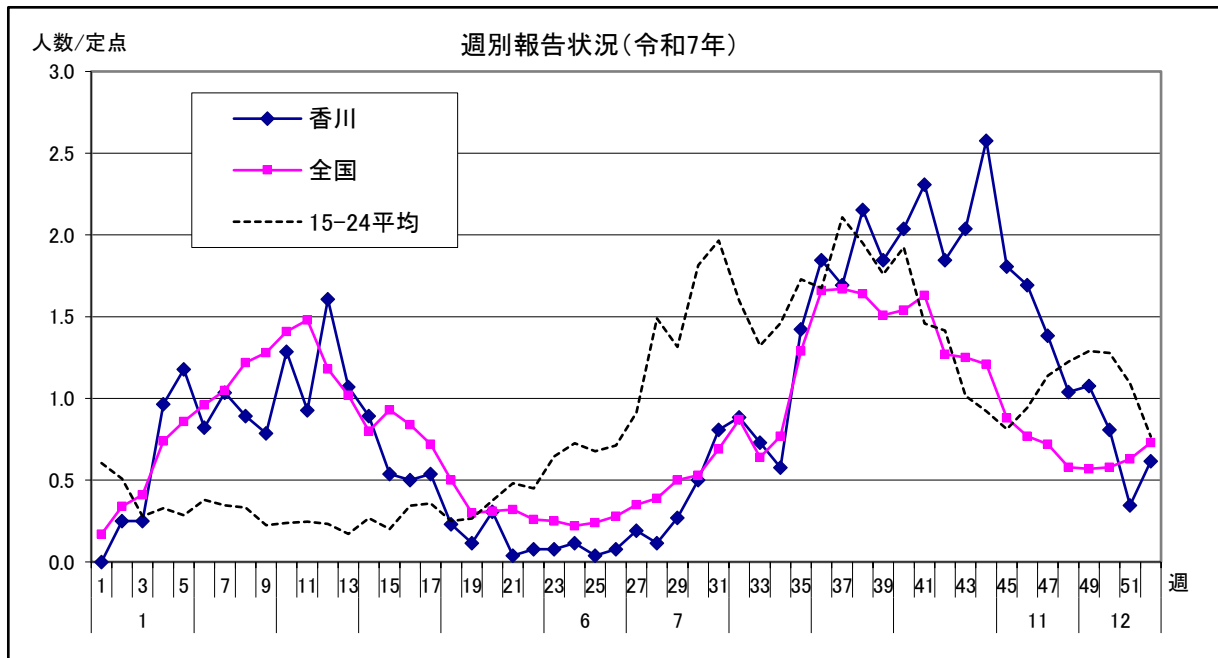
## 令和8年度開始「妊婦向けRSウイルス母子免疫ワクチン」について

### 1. RSウイルス感染症の概要と県内動向

RSウイルスは、乳幼児や高齢者に呼吸器症状を引き起こし、1歳までに半数以上、2歳までにほぼ全ての乳幼児が一度は感染するウイルスである。初感染の約7割は軽症で自然軽快するが、約3割が重症化し、気管支炎や肺炎等を発症する。

香川県内のRSウイルス感染症発生動向は全国的傾向と同様に、近年は春から夏に流行期が移行しており、令和6年の県内ピークは全国平均の約2倍であった。

令和7年は、1月から徐々に上昇し3月第12週で小さなピークを認め、その後減少したが7月下旬より再び上昇し、10月44週で再度ピークがあった。



(香川県発生動向調査)

### 2. 母子免疫ワクチン(組換えRSウイルスワクチン)について

令和8年4月より定期接種化が予定されている母子免疫ワクチン(ファイザー社:アブリスポ®)。

妊娠28週0日~36週6日までの妊婦が接種対象となり、接種により母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児の感染症予防に寄与する。

※アレックスビー®(GSK社)は母子免疫ワクチンとしては使用不可。

#### 接種スケジュール・方法

- ・妊娠ごとに1回(筋肉内接種)、対象期間内に実施。
- ・接種後14日以内に出生した乳児への有効性は確立していないため、妊娠38週6日以前に出産予定の場合は医師へ相談が必要。

## ワクチンの効果

- ・ 生後 90 日：RS ウイルス下気道感染症の予防効果約 6 割、重症感染症予防効果約 8 割
- ・ 生後 180 日：下気道感染症の予防効果約 5 割、重症感染症予防効果約 7 割

## 安全性・副反応について

- ・ 主な副反応：疼痛（40.6%）、頭痛（31%）、筋肉痛（26.5%）、紅斑、腫脹、発疹、蕁麻疹
- ・ 頻度は不明だが、ショックやアナフィラキシーの報告あり。
- ・ 薬事承認時臨床試験では妊娠高血圧症候群発症リスク増加はみられなかったが、一部海外報告あり注意が必要。

## 接種対象外・注意点

- ・ アナフィラキシーや急性感染症等の既往
- ・ 妊娠高血圧症候群リスクが高いと医師が判断した場合
- ・ 血小板減少、凝固障害、抗凝固療法実施中
- ・ 基礎疾患・アレルギー症状等は慎重に適応判断

## その他留意点

- ・ 他ワクチンとの同時接種は医師判断で可能だが、百日咳抗原ワクチンとの同時接種は注意点あり。

## 3. 香川県内予防接種実施に向けた流れ

県では厚生労働省の法令改正手続きに基づき、令和 8 年 4 月から母子免疫ワクチンの定期接種を開始予定。

接種体制構築のため、各市町村において母子保健担当課と医師会が連携し準備中。

接種対象者への周知・広域接種のため、医師会にて実施医療機関の調査を行い、市町村との契約を例年通り 4 月中に締結する。

里帰り出産の場合や市町村外で接種希望の場合も、市町村に問い合わせることで対応可能となる。

### 【参考資料】

- ・ 厚生労働省「RS ウイルス感染症の定期接種（母子免疫ワクチン）についての説明書」

RS ウイルス感染症の定期接種（母子免疫ワクチン）についての説明書

RS ウイルス感染症とは

RS ウイルスは特に小児や高齢者に呼吸器症状を引き起こすウイルスで、1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ100%の乳幼児が、少なくとも1度は感染するとされています。感染すると、2～8日の潜伏期間ののち、発熱、鼻汁、咳などの症状が数日続き、一部では気管支炎や肺炎などの下気道症状が出現します。初めて感染した乳幼児の約7割は軽症で数日のうちに軽快しますが、約3割では咳が悪化し、喘鳴（ゼーゼーと呼吸しにくくなること）や呼吸困難、さらに細気管支炎の症状が出るなど重症化することがあります。2010年代には、生後24か月未満の乳幼児における年間のRS ウイルス感染症発生数は12万人～18万人であり、3万人～5万人が入院を要したとされています。また、入院例の7%が何らかの人工換気を必要としたとする報告もあります。

RS ウイルスの流行には季節性があり、新型コロナウイルスの流行以前は秋冬に流行が見られましたが、近年は夏に流行がみられています。接触・飛沫感染により伝播するため、手洗いや手指衛生といった基本的な感染対策が有効です。治療は症状に応じた治療（対症療法）が中心で、重症化した場合には酸素投与、点滴、呼吸管理などを行います。

接種対象となる方

- ・接種時点で、妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方
- 過去の妊娠時に組換えRS ウイルスワクチン（母子免疫ワクチン）を接種したことのある方も対象です。

母子免疫ワクチンとは

生まれたばかりの乳児は免疫の機能が未熟であり、自力で十分な量の抗体をつくることができないとされています。母子免疫ワクチンとは、妊婦が接種すると、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時から病原体に対する予防効果を得ることができるワクチンです。

RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンとして組換えRS ウイルスワクチン（ファイザー社のアブリスボ®）があります。なお、組換えRS ウイルスワクチンのうち、アレックスビー®（GSK社）は母子免疫ワクチンとして用いることはできません。

接種回数（接種方法）	妊娠ごとに1回（筋肉内に接種）
接種スケジュール	妊娠28週0日から36週6日までの間に1回接種。 ※接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠38週6日までに出産を予定している場合は医師に相談してください。
接種に注意が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種によって妊娠高血圧症候群の発症リスクが上がるという報告もあるため、妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師に判断された方や、今までに妊娠高血圧症候群と診断された方</li> <li>・筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方</li> </ul>

その他、明らかな発熱を呈している方、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方、組換えワクチン（アブリスボ®）の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方等は接種できません。

また、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方、けいれんを起こしたことがある方、免疫不全と診断されている方や近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、組換えRS ウイルスワクチン（アブリスボ）の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方等は接種に注意が必要です。

## ワクチンの効果

		生後 90 日時点	生後 180 日時点
母子免疫ワクチンの効果	RS ウイルス感染による医療受診を必要とした下気道感染症の予防	6 割程度の予防効果	5 割程度の予防効果
	RS ウイルス感染による医療受診を必要とした重症下気道感染症(※)の予防	8 割程度の予防効果	7 割程度の予防効果

※ 医療機関への受診を要する RS ウイルス関連気道感染症を有する RS ウイルス検査陽性の乳児で、多呼吸・SpO2 93%未満・高流量鼻カニューラまたは人工呼吸器の装着・4 時間を超える ICU への収容・無反応・意識不明のいずれかに該当と定義しています。

## ワクチンの安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシーがみられることがあります。

また、ワクチン接種による妊娠高血圧症候群の発症リスクに関して、薬事承認において用いられた臨床試験では、妊娠高血圧の発症リスクは増加しませんでした。海外における一部の報告では、妊娠高血圧症候群の発症リスクが増加したという報告もあるものの、交絡因子等の影響の可能性があることから解釈に注意が必要であるとされています。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
10%以上	疼痛*(40.6%)、頭痛(31.0%)、筋肉痛(26.5%)
10%未満	紅斑*、腫脹*
頻度不明	発疹、蕁麻疹

\*ワクチンを接種した部位の症状 添付文書より厚労省にて作成

## 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、他のワクチンと同時接種が可能です。

ただし、海外の知見で、百日咳菌の防御抗原を含むワクチンとの同時接種で、百日咳菌の防御抗原に対する免疫応答が低下するとの報告があり、接種間隔等については医師と相談してください。

## 接種を受けた後の注意点

ワクチンの接種後 30 分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。当日の激しい運動は控えるようにしてください。

## 予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

接種を受けたご本人及び出生した児が対象となります。制度の利用を申し込む時は、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

## 定期接種を受ける方法・費用

定期接種はお住まいの（住民票のある）市町村（特別区を含む）で実施されます。

接種を受ける場所や費用について、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。また、里帰り出産によりお住まいの市町村外での接種を希望する場合についても、詳細については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

各 

都道府県
市町村
特別区

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課  
こども家庭庁成育局母子保健課

### RSウイルス感染症に係る定期の予防接種の運用について（依頼）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

RSウイルス感染症の予防接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）として、組換えRSウイルスワクチン（妊婦に接種するもの。以下「母子免疫ワクチン」という。）を用いて、令和8年4月より各医療機関等で順次接種が可能となる予定です。

母子免疫ワクチンを用いた予防接種は、定期接種のワクチンとして初めて妊婦を対象としたものであること、主として産婦人科医療機関等での接種が見込まれること、ワクチンの被接種者と受益者が異なること、里帰り出産等に伴う居住地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）外での接種が想定されることといった、他の定期接種とは異なる事情があります。

今般、下記のとおり、母子免疫ワクチンに係る定期接種の運用において御留意いただきたい事項等を取りまとめましたので、貴部局におかれましては、内容を御確認の上、衛生主管部局と母子保健主管部局が連携いただき、接種対象者に対し適切に情報提供を行うとともに、接種対象者が母子免疫ワクチンの接種を希望される場合に、その機会を逸することがないように、対応に遺漏なきようお願いいたします。

### 記

#### 1. 御留意いただきたい事項

##### (1) 接種対象者の考え方について

母子免疫ワクチンの定期接種の対象者は、接種する医師が母子健康手帳等の情報をもとに、接種時点において妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にあると判断した方です。

接種後に妊娠週数が増える等の事情があったとしても、接種する医師が接種時点において妊娠 28 週から妊娠 37 週に至るまでの間にあると判断した場合には、定期接種として取り扱うことに差し支えありません。

## (2) 接種対象者に対する接種勧奨に関する事項について

R S ウイルス感染症は法上の A 類疾病として位置づけられることから、法第 8 条に基づき、各市町村は、接種対象者に母子免疫ワクチンの接種を勧奨する必要があります。

接種勧奨の方法については、各市町村の状況に応じ、柔軟に対応を行っていただくこととして差し支えありませんが、接種対象者に対し確実に情報提供がなされるよう、方法を御検討ください。

例えば、妊娠の事実については、妊娠の届出を受け付けることにより母子保健主管部局において把握されることから、妊娠の届出の受付時等に、母子保健主管部局から、接種案内や情報提供資材等を、母子保健に係る資料とともに情報提供する等の方法が考えられます。

また、母子保健主管部局から予防接種を担当する衛生主管部局に対して妊娠の届出の受付に係る情報を共有することが可能な場合は、当該情報をもとに、衛生主管部局から接種対象者に対して接種勧奨を行うことも考えられます。

なお、郵送等の個別通知によって接種勧奨を行う際には、流産・死産等の事情により妊娠を終了するに至った方への配慮に努めていただきますようお願いいたします。

さらに、妊婦に対する継続的な情報提供の機会として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく妊婦等包括相談支援事業を担当する母子保健主管部局と妊婦との面談の機会を活用し、接種勧奨や必要な情報提供を行うこともご検討ください。

## (3) 予防接種に関する記録の管理・保存に関する事項について

母子免疫ワクチンの接種の記録は、他の定期接種における運用と同様に、医療機関から市町村への予診票等の送付をもって、衛生主管部局が接種の事実を把握し、妊婦又は妊婦であった方の接種の記録として予防接種台帳等に記入し、管理・保存していただきますようお願いいたします。

なお、母子免疫ワクチンにより R S ウイルス感染症に対する予防効果を獲得するのは出生した児ですが、現行の住民基本台帳やこれに基づき作成される予防接種台帳は必ずしも母児の記録が相互に紐づいていないことから、現時点においては、児の予防接種台帳等に母が母子免疫ワクチンを接種した記録を反映することについては、事務負担に鑑みて、可能な範囲でご対応いただくこととして差し支えありません。

## (4) 母子健康手帳における接種記録と予防接種済証の取扱いについて

定期の予防接種を行った際には、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 4 条の規定に基づき、予防接種済証を交付することとされていますが、母子免疫ワクチンの予防接種においては、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 16 条第 1 項の規定に基

づき交付された児の母子健康手帳に証明すべき事項を記載することによって、母及び児の予防接種済証の交付に代えることが可能となるよう、法令の整備を行う予定です。

なお、母子健康手帳の様式については、母子免疫ワクチンの接種記録に係る母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第7条に基づく母子健康手帳様式の改正を予定していますが、当面の間は経過措置として、母子健康手帳の任意記載事項様式に設けている、「その他の予防接種」の欄に記載いただくよう、医療機関等への周知をお願いいたします。

#### （5） 医療機関との契約に関する事項について

母子免疫ワクチンは、妊婦の方を対象としたワクチンであり、接種により妊娠中に特有の合併症が増加する可能性もあるため、かかりつけの産婦人科医師とも相談の上で妊婦自身が接種の判断をすることが望ましく、主として産婦人科医療機関での接種が見込まれます。そのため、各市町村におかれましては、積極的に管下の産婦人科医療機関と契約を行った上で、産婦人科医療機関において円滑な接種が行われますよう、ご対応をお願いいたします。

#### （6） 里帰り出産等に伴う居住地の市町村外での接種の取扱いについて

母子免疫ワクチンの定期接種は、妊娠28週から37週に至るまでの間にある妊婦を対象としているところ、里帰り出産等により、居住地の市町村外の医療機関等において接種される場合が想定されます。従前より、他の市町村での予防接種に関しては、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する、又は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮をさせていただきよう示しているところ、母子免疫ワクチンについても同様の対応をお願いいたします。

また、接種対象者への情報提供の際に、里帰り出産等に伴う居住地の市町村外での接種を予定する場合の必要な手続きについて、あらかじめ案内することをご検討ください。

#### （7） 周知に関する事項について

母子免疫ワクチンによる定期接種の実施にあたり、1（3）のとおり、市町村におかれましては、妊娠の届出をもって接種対象者を特定し接種勧奨を行っていただくことが想定されますが、妊娠の届出を行っていない妊婦の方がいることもあり得ることから、そのような方においても情報が入手できるよう、母子免疫ワクチンが定期接種として接種可能であるということを広く周知することが重要です。

また、母子免疫ワクチンの接種を検討している方が正しい情報に基づいて接種について判断できるよう、貴管下医療機関と連携の上で、RSウイルス感染症や母子免疫ワクチンに関する情報提供を積極的に行っていただくようお願いいたします。周知・広報にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載する情報や、厚生労働省作成の周知・広報資材を適

宜ご活用ください。

## 2. 法に基づく副反応疑い報告制度について

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、病院若しくは診療所の開設者又は医師（以下「医師等」という。）は、定期又は臨時の予防接種（以下「定期接種等」という。）を受けた者が、当該定期接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、その旨を厚生労働大臣に報告（以下「副反応疑い報告」という。）しなければならないこととされています。なお、この報告は、患者に予防接種を行った医師等以外の医師等も行うものとされています。

報告すべき症状については、予防接種法施行規則において副反応疑い報告基準が定められており、当該基準に掲げる症状が接種を受けてから一定の期間内に確認された場合に、副反応疑い報告を行うこととされています。

厚生労働省では、この副反応疑い報告制度により、定期接種等が原因と疑われる症状の事例の情報を収集し、当該情報を踏まえて、定期接種等の実施の可否や公的関与の在り方等を判断するほか、接種を希望される方が正確な知識に基づいて安心して予防接種を受けることができるよう、安全性に関する情報提供を行っています。

各市町村におかれましては、予防接種健康被害救済制度に基づく請求を受け付けたときには、当該請求に係る健康被害に関して副反応疑い報告がなされているかどうかについて確認し、副反応疑い報告がなされていない場合には、当該健康被害を診断した医師等に対し、副反応疑い報告制度の趣旨に鑑み、必要に応じて、当該報告の提出を促していただくようお願いいたします。

（参考）予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について（周知依頼）（令和 5 年 10 月 27 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・医薬局医薬安全対策課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001162544.pdf>

## 3. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種健康被害救済制度は、不可避的に生じてしまう予防接種後の健康被害について迅速な救済を行うための制度であり、定期接種等を受けた後に健康被害が生じた方については、制度の趣旨を踏まえ、適切に救済がなされる必要があります。

同制度に基づく申請を希望される方が円滑に手続を行うことができるよう、「予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について」（令和 7 年 7 月 7 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課ほか連名事務連絡）において、自治体及び医療機関における留意事項をお示しておりますので、引き続き、管内の医療機関に対して周知をお願いいたします。

（参考）予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について（令和 7 年 7 月 7 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、医政局医事課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001560748.pdf>

事務連絡  
令和8年2月20日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$  衛生主管部（局）御中

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$  母子保健主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課  
こども家庭庁成育局母子保健課

小児におけるRSウイルス感染症の予防接種及び  
高齢者における肺炎球菌感染症の予防接種に関する周知資料について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小児におけるRSウイルス感染症の予防接種は、予防接種法第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）として位置付けられ、令和8年4月より、組換えRSウイルスワクチン（妊婦に接種するもの。以下「RSウイルス母子免疫ワクチン」という。）を用いて定期接種が開始される見込みです。また、高齢者における肺炎球菌感染症の予防接種については、令和8年4月より、定期接種として使用するワクチンが23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）から沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）に変更される見込みです。

今般、下記のとおり、定期接種対象者や医療従事者の方に対する情報提供資料を新たに作成しましたので、定期接種の対象者等への周知・広報にご活用いただくとともに、貴管下の医療機関等へ情報提供いただきますようお願いいたします。

引き続き、接種を希望される定期接種の対象となる方がその機会を逸することのないようご配慮いただくとともに、定期接種の対象者等への周知・広報を含め、円滑な接種の実施のために必要な対応を講じていただくようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

記

## 1. RSウイルス母子免疫ワクチンに関する情報提供資料

RSウイルス母子免疫ワクチンに関する情報提供資料として、定期接種対象者向けリーフレット（資料1）及び医療従事者向けリーフレット（資料2）を作成しておりますので、適宜ご活用ください。

※ 厚生労働省ホームページからダウンロードいただけます

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/rs/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/rs/index.html)

資料1. RSウイルス母子免疫ワクチン定期接種のご案内（対象者向けリーフレット）

資料2. RSウイルス母子免疫ワクチン定期接種のご案内（医療従事者向けリーフレット）

## 2. 高齢者用肺炎球菌ワクチンに関する情報提供資料

高齢者用肺炎球菌ワクチンに関する情報提供資料として、定期接種対象者向けリーフレット（資料3）を作成しておりますので、適宜ご活用ください。

※ 厚生労働省ホームページからダウンロードいただけます

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/pneumococcus-senior/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/pneumococcus-senior/index.html)

資料3. 高齢者用肺炎球菌感染症定期接種のご案内（対象者向けリーフレット）

以上

## HPV ワクチンの定期接種について

### 1. HPV ワクチン定期接種の概要

#### ■ HPV ワクチンについて

HPV ワクチンは 2006 年に欧米で使われ始めた比較的新しいワクチンであり、海外や日本で行われた疫学調査では、HPV ワクチンを導入することにより、子宮頸がんの前がん病変（がんになる手前の状態）を予防する効果が示されている。

#### ■ 対象者

小学校 6 年生から高校 1 年生相当の女子 を対象に、定期接種として実施。

#### ■ 積極的勧奨の再開

HPV ワクチンは、副反応の報道等により 2013 年から国の積極的勧奨が中止されていたが、令和 4 年（2022 年）4 月より積極的勧奨が再開 され、対象世代やキャッチアップ世代への接種勧奨が全国的に進められている。

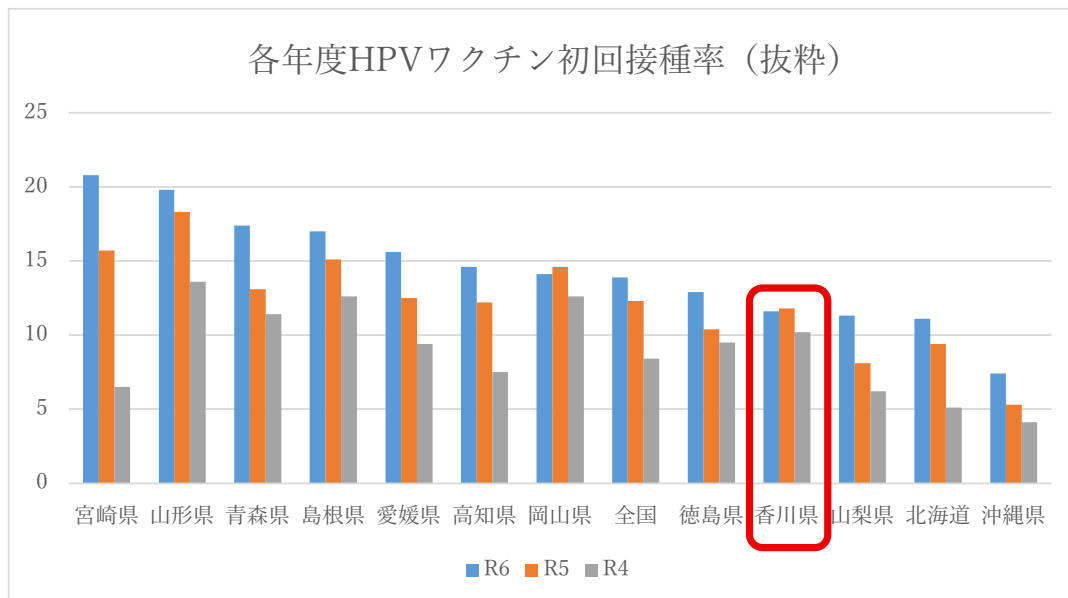
#### ■ 令和 8 年度からの変更点

令和 8 年度からは、2 価ワクチン及び 4 価ワクチンが定期接種の対象から外れ、9 価ワクチンが定期接種の中心 となる予定。現在 2 価・4 価を選択している方は、今後切り替えとなるため注意が必要である。

### 2. HPV ワクチン接種率の状況

#### ■ 全国の初回接種率

- 令和 4 年度の積極的勧奨再開後、全国的に接種率は回復傾向にある。
- 令和 6 年度の初回接種率は、全国 13.9% 香川県 11.6% であり、香川県は全国平均を下回りワースト 4 位の接種率であった。



（参考：厚生科学審議会資料より抜粋）

### 3. 香川県内における主な取り組み

#### ① 県の取り組み

- **学校での周知活動**

県内すべての学校に啓発チラシを配布するとともに、配布時に各学校宛てアンケートを実施。学校側の周知活動への意識や現状等について調査を行った。

- **HPV 予防接種拠点病院整備事業での啓発活動**

四国ブロックの HPV 予防接種拠点病院である高知大学医学部附属病院が主となり、HPV ワクチンの普及啓発に取り組んでいる。

本年度は、啓発用のクリアファイルを作成し、スポーツイベントでの配布を行った。また、クリアファイルと同じデザインのポスターを作成し、県下の HPV ワクチン実施医療機関（210 医療機関）に対し配布を予定している。

#### ② 市町の取り組み

- **高松市での集団接種**

県内で初めて、市独自に HPV ワクチンの集団接種を実施。

実施日時：令和8年1月25日 接種人数：78人

- **接種機会拡大の工夫**

土日に HPV ワクチン接種が可能な医療機関の一覧を作成し、HP で公表。

- **個別通知**

対象者に対して接種勧奨の通知を個別送付し、接種勧奨を行っている。

#### 【参考資料】

- ・四国ブロック拠点事業作成「HPV ワクチン啓発チラシ」